

# 群馬県社会的養育推進計画(令和2年3月改定) <概要版>

## 計画改定の趣旨

現行の群馬県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、子どもの最善の利益を実現するため、10年後の将来を見据えて計画を改定するもの。

## 里親等委託率

令和11年度における里親等委託率の目標値を次のとおり設定する。

	目標値	(現状値)
3歳未満	40%	(18.3%)
3歳以上就学前	75%	(8.7%)
学童期以降	50%	(19.4%)

※里親等委託率とは、里親・ファミリーホームの委託児童数と乳児院・児童養護施設の入所児童数の合計に対する里親・ファミリーホームの委託児童数の割合

## 主な取組方針

### 1 養育環境の整備

#### (1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

- 児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進。
- 里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を実施。

#### (2) 里親制度の普及推進、里親の確保

- 子どもの措置を検討する際には、「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に推進。また、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを実施。
- 里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施。

#### (3) 里親、ファミリーホームへの支援

- 里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化。
- 里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を利用しやすい環境づくりを整備。

#### (4) 里親養育の包括的な支援(フォスタリング業務の実施)

- 里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。

#### (5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備

- 子どもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を実施。

### 2 児童虐待の防止

#### (1) 児童虐待の予防・防止の取組強化

- 児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、市町村職員等を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」のトレーナー養成講座を開催し、市町村による子育て講座の開催を増やす。
- 各児童相談所に「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。

#### (2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化

- 群馬県警察子ども担当課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施。

#### (3) 被虐待児童の早期保護

- 本県独自のルールである24時間以内における子どもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築。
- 虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、子どもの安全を確保。

### 3 人材の育成

#### (1) 施設職員の専門性の向上、人材の確保

- 群馬県児童養護施設連絡協議会が実施する、被虐待児童など心理的ケアや治療を要する子どもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援。
- 人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会やボランティア活動の積極的な受入れ、児童福祉分野に興味を持っている者からの人材確保に繋げる。

#### (2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づき市町村における児童等に対する必要な支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援を実施。
- 新プランに基づき、児童福祉司や児童心理司等の増員による児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性向上のための研修充実。

#### (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

- 児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話や来所による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を実施。

### 4 児童の自立支援(ライフサイクルを見通した支援)

#### (1) 児童の自立支援策の強化

- 児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、子どもの退所後の社会的自立までを見据えた「自立支援計画」の定期的な見直しを実施。
- 社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所を控えた支援が必要な子どものための自立支援計画を策定するとともに、生活や就業に関する相談に応じる。

#### (2) 子どもの権利擁護体制の整備(意見聴取・アドボガシー)

- 一時保護をする子どもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託する子どもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明し、子どもから意見を聴取。
- 施設、里親、ファミリーホーム内での子どもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、子どもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知。

#### (3) アフターケア(施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援)への取組

- 社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者の生活上の問題について相談に応じるとともに、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の意見交換や情報交換を支援する。また、雇用先の開拓や就職面接等のアドバイスなど、就業支援を実施。